

広島県歯科医師会会員

専用制度

個人加入より

30%割安

(団体割引30%)



団体所得補償保険・ 団体長期障害所得補償保険 加入の手引き

日本歯科医師会・広島県歯科医師会 団体保険制度のご紹介



ご注意

本紙は概要を説明したものです。各保険の詳細は、別途パンフレット・重要事項等説明書等にてご確認ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。パンフレット等をご希望の方やご不明な点等がある場合には担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ（取扱代理店）

広島富士見株式会社（担当：池田・服部・濱田）

〒732-0057

広島市東区二葉の里3-2-4 広島県歯科医師会館5階

TEL 0120-300-243 FAX 082-261-1744

保険契約者：公益社団法人日本歯科医師会

加入対象者：一般社団法人広島県歯科医師会会員

取扱代理店：広島富士見株式会社

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

各制度の詳細はパンフレットおよび重要事項等説明書等をご確認ください。
パンフレット等のご請求やご質問は広島富士見株式会社（担当：池田・服部・濱田）まで。

繁盛する歯科医院をつくるうえで「立地」が重要といわれていますが、好立地での開業は物件費が高くなる傾向にあり、また、好立地であるがゆえに競合となる他の歯科医院も多く、とくに経営が安定するまでの期間の不安は、その高いコストの分だけ大きいと思います。駅前や町の中心部で開業する場合、「戸建て」ではなく「ビル診」を選択される先生も少なくありませんが、それでも、内装、医療機器の購入などにより、小規模医院であっても4,000万～6,000万円前後のお金がかかるといわれています。



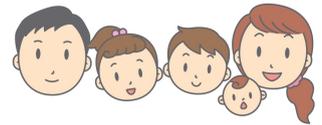
もちろん、4,000万～6,000万円は一つの例であり、実際には物件の広さや機材の選び方などによって大きく変動しますが、ユニットの数を増やしたい場合は機材費用はよりかさみ、その分広いスペースが必要になれば家賃もアップし、たとえば、自由診療や審美歯科をメインとする場合に、高級感を演出するために内装を豪華にしようと思えば、その分の追加コストも安くありません。

しかしながら、開業時にポンと何千万円も出せる人はそうそういませんので、ご自身で準備された自己資金で不足する分は民間金融機関や、日本政策金融公庫からの開業融資を活用されると思います。しかし、開業融資は



だいたい借入期間10～15年間で条件として返済計画を立てるのが通常で、マイホームの住宅ローンのように、30年、35年という長期で返済するわけではありません。仮に必要な資金が5,000万円で、それを全額ローンにすると、実際の返済額は金利分が上乗せされ、5,520万円程度になります（月換算した場合、毎月約46万円の返済）。

そして、多くの勤務医の先生が開業を検討される30歳代は、結婚、子どもの誕生や将来の学費への貯え、マイホームの購入など、ライフステージにおいても大きな変化が起こりやすいタイミング（お金がかかるタイミング）でもあるため、歯科医院が安定的に黒字経営になるまでの不安は、いくら準備しても尽きないのではないのでしょうか。



ケガや病気によって就業障害となり、歯科医師として長期間診療に従事できなくなることは最大のリスクといえます。他の職種の勤労者と比べて、開業されている先生にとっての就業障害による経済的ダメージは大きいといえるでしょう。



広島県歯科医師会（取扱代理店：広島富士見）では、このようなリスクを補償する各種保険制度を3つ準備しています。簡単にいえば、補償期間別に大きく分けて、**1 半年間の補償**、**2 1年間の補償**、**3 70歳までの補償**、の3つの制度です。歯科医院を開業してからどれくらいの期間が経っているか、現在の経営状況や、ライフステージによって先生お一人おひとりごとに「どのような補償が必要か」のニーズは異なり、また、そのニーズも時間の経過によって変化するものと思います。これら3つの制度の保険始期日が異なり、ご案内時期も異なるため、制度の内容を正しくご理解いただき、効果的に組み合わせでご加入いただけるよう整理させていただきます。本紙が、すこしでも先生の歯科医院経営における安心の一助になれば幸いです。

広島県歯科医師会 所得補償に関する保険制度ラインアップ



健康時	就業不能		就業障害、健康時より後遺症等により所得が減少している状態
	6か月目	12か月目	70歳

制度1 就業不能発生から半年(180日) 1月1日始期(中途加入は毎月可能)



所得補償保険(ペットネーム: Love@ゼロ)

正式名称: 団体総合生活保険(所得補償)
引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株)
概要: 支払対象外期間0日、対象期間180日
休診初日から補償されますが、補償期間は180日までとなります。

保険料例 50歳男性歯科医師の場合

1口(月額10万円の補償)あたり...

1,760円(年間21,120円)

※天災危険補償特約あり



制度2 就業不能発生から1年(365日) 10月1日始期(中途加入は毎月可能)



団体所得補償保険(休業補償プラン)

引受保険会社: 損害保険ジャパン(株)
概要: 支払対象外期間4日(選択式)※、対象期間1年
支払対象外期間を超えた就業不能を1年間補償するスタンダードな制度です。
※支払対象外期間7日、入院による就業不能(かぎり)初日から補償するプランも選択可。
※1年間無事故の場合はお支払いいただいた保険料の20%が戻ります。

保険料例 50歳男性歯科医師の場合

1口(月額10万円の補償)あたり...

2,280円(年間27,360円)

※エコノミータイプIIの場合



制度3 就業不能後1年後から70歳までを補償 10月1日始期(中途加入は毎月可能)



団体長期障害所得補償保険

引受保険会社: 損害保険ジャパン(株)
概要: 支払対象外期間365日(選択式)※、対象期間70歳に達するまで
70歳に達するまでを補償するロングな制度です(インフレ対応機能付き)。
①や②の所得補償保険と組み合わせることで、切れ目のない、十分な補償となります。
※: 支払対象外期間を90日または180日とすることもできます。

保険料例 50歳男性歯科医師の場合

1口(月額10万円の補償)あたり...

4,857円(年間58,284円)

※天災危険補償特約なし



ケース1 就業不能から、70歳まで、長く補償を確保。合理的に保険設計して保険料も節約。

健康時	就業不能	就業障害、健康時より後遺症等により所得が減少している状態
	6か月目	12か月目
		70歳



4日の支払対象外期間(補償されない期間)※[入院に限定して支払対象外期間を0日とすること]、[支払対象外期間を7日とすること]も可能です。

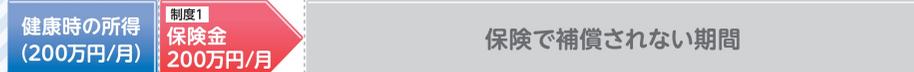


歯科診療所の家賃や、借入金の返済、スタッフの給与、リース料といった経費は、変動費と違って診療収入に関係なくかかるから、万が一就業不能になってしまうことを考えると……。万が一に備えて月200万円の補償は欲しいけど、保険料はできるだけ抑えたい。一番リスクが高そうな「就業不能から半年間」を厚くするために、比較的保険料の安い「半年間の所得補償保険」に加入して、「1年間の所得補償保険」と組み合わせよう。別途死亡時に保障される生命保険には加入しているけど、万が一「1年を超える就業障害」になったときに備えて「70歳までの補償」も確保しておこう。

保険料例 40歳男性歯科医師の場合
制度1: 月13,000円(1口1,300円×10口)
制度2: 月17,000円(1口1,700円×10口)
制度3: 月10,495円(1口1,049.5円×5口)
合計: 月40,295円

ケース2 短期間の就業不能リスクに注目。180日間の保険(補償)のみ確保

健康時	就業不能	就業障害、健康時より後遺症等により所得が減少している状態
	6か月目	12か月目
		70歳



やっと開業したところ。何も保険に入らないのは不安だけど、身体は丈夫な方だし、病気やケガで休んだとしても短期間で回復するだろう。長期間就業不能になるとは思えないから、短期間の補償期間で保険料が安いので必要十分かな。数日の入院や自宅療養で済むことが殆どだろうけど、免責日数がなく、そこも補償されるのは嬉しいね。

保険料例 35歳男性歯科医師の場合
制度1: 月22,600円(1口1,130円×20口)

ケース3 就業不能発生を1年間補償する保険に、70歳までを補償する保険を追加

健康時	就業不能	就業障害、健康時より後遺症等により所得が減少している状態
	6か月目	12か月目
		70歳



4日の支払対象外期間(補償されない期間)※[入院に限定して支払対象外期間を0日とすること]、[支払対象外期間を7日とすること]も可能です。



開業ローンの返済は終わったけど、内装が古くなって、いくつかの機材もガタがきつつあるから設備投資をし直す予定。開業した時は独身だったから「対象期間が1年間の保険」のみに加入していたけど、今は家族もいるし、もっと長期間の補償が必要だから、「70歳まで補償してくれる保険」にも加入しよう。

保険料例 50歳男性歯科医師の場合
制度2: 月22,800円(1口2,280円×10口)
制度3: 月48,570円(1口4,857円×10口)
合計: 月71,370円

Q.1 新たに各制度へ加入するときや、すでに加している制度の補償を拡大するとき審査はあるのかな？

A.1 所得補償保険（半年・1年の制度）や団体長期障害所得補償保険（70歳まで補償する制度）では、新規加入時や、保険金額（補償額）の積み増し、補償内容の拡大をする際に健康状態の「告知」が必要です。

【保険に入れなくなる病気・症状例（医師に診断されている場合・治療等を受けている場合）】

- ①告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または病気やケガで入院もしくは手術をすすめられている方。
- ②告知日（ご記入日）から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがある方。
- ③告知日（ご記入日）から過去2年以内に、「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがある、または「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」により、医師から検査・治療・投薬を受けるように指導されたことがある方。
（「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」に含めて告知いただきたい病気は、各制度のパンフレットをご確認いただくか、広島富士見株式会社までお問い合わせください。）

Q.2 保険金額はどのように設定するの？

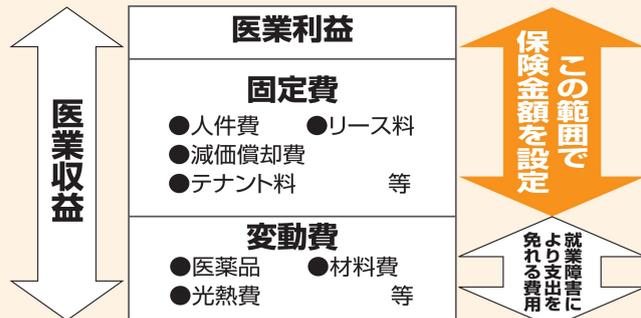
A.2 平均月間所得（*1）範囲内で、ご希望に合わせて保険金額を設定します。ただし、所得（*2）の減少により、平均月間所得（*3）が保険金額を下回った場合、事故発生時に保険金額の全額が支払われないおそれがありますので、平均月間所得（*1）の85%以下を目安としてください。

（*1）加入申込み直前12か月における所得の平均月額をいいます。

（*2）<この保険における所得の考え方>

個人開業医の場合、医業利益（医業収益－医業費用）に固定費（医院の地代家賃、従業員給与など）を加算したものを所得とみなすことができます。

法人の理事や勤務医の場合は、医療法人や医療機関からの給与・役員報酬が所得になります。



（*3）<平均月間所得の考え方>

平均月間所得とは、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の所得の平均月間額をいいます。

所得額 (万円)	2023年						2024年												2025年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	55	70	60	55	62	70	55	70	60	55	62	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0

← 12か月

↑
就業障害発生

〈2023年7月から2024年6月までの所得の平均月間額〉
 $(55+70+60+55+62+70+55+70+60+55+62+50) \div 12 \text{か月} = 60.3 \text{万円}$